

## 妊婦のアルコール飲料の摂取による胎児への影響

### 1 妊婦のアルコール飲料の摂取による胎児への影響とは

妊婦のアルコールの摂取による胎児への悪影響について、初めて医学的な報告がなされたのは1899年のことです。Dr. William Sullivanが女性のアルコール中毒者120名を対象にした調査を行い、アルコール中毒の女性から生まれた乳児の死亡率が、アルコールを摂取しなかった28人の女性から生まれた乳児の死亡率よりも高かったことを報告しています<sup>1)</sup>。さらに1968年には、Dr. Paul Lemoineが胎児期のアルコール暴露の影響とみられる特徴的な顔貌その他の症候群のある127人の子供について報告しています<sup>2)</sup>。その後も同様の研究の結果が発表され、このような症状を「胎児性アルコール症候群 (Fetal alcohol syndrome : FAS)」と呼ぶようになりました<sup>3)</sup>。

#### ○胎児性アルコール症候群 (FAS) とは？

妊娠中にアルコールを摂取した女性から生まれた子供に、

- ・特徴的な顔貌 (小さな目、薄い唇など)
- ・発育の遅れ
- ・中枢神経系の障害 (学習、記憶、注意力の持続、コミュニケーション、視覚・聴覚の障害など)

などの先天異常が見られる場合があります、これを「胎児性アルコール症候群 (FAS)」と呼びます。

また、胎児性アルコール症候群 (FAS) の基準のすべてを満たさない場合であっても、

- ・アルコール関連神経発達障害 (Alcohol-related neurodevelopmental disorder: ARND)  
→ 行動や認知の異常
- ・アルコール関連先天異常 (Alcohol-related birth defects: ARBD)  
→ 心臓、腎臓、骨、聴覚の障害

といった症状が見られる場合があります。

これらのアルコールに起因する胎児の障害を総称して、「胎児性アルコール・スペクトラム障害 (Fetal alcohol spectrum disorders: FASD)」と呼びます<sup>4)</sup>。

### 2 リスクに関する科学的知見

妊婦が摂取したアルコールは胎盤を通じて胎児の体に入りますが、胎児 (又は胎児となる前の胎芽の段階) にそのアルコールがどのように作用してFASを引き起すのかについては、胎児の発育過程そのものに不明な点が多いことや、妊娠中に飲酒した時期、飲酒の頻度や飲酒量、母親と胎児の健康状態や遺伝的素因など様々な要因が関係することから十分に解明されていません。

しかし、最近の研究から、アルコールの代謝に伴って発生する物質が胎児の細胞を傷つけたり、神経細胞の正常な発育に必要ないくつかの物質の作用をアルコールが阻害してしまう可能性など、様々な原因が複雑に絡み合いな

がらFASの発生に関与しているものと考えられています<sup>5)</sup>。

アルコールによる胎児の障害は妊娠中であれば何時でも起きる可能性があります。また妊娠中に飲酒しても安全なアルコールの量は明らかにされておらず、妊娠中の飲酒はその量や時期に関わらず胎児に悪影響を与える恐れがあるとされています<sup>4)</sup>。

### 3 諸外国及び我が国における最近の状況等

#### (1) 諸外国の状況

① 米国疾病管理センター（CDC）の調査によると、米国における胎児性アルコール症候群（FAS）の発生率は0.2～2.0人/1000人（出生人数）程度と見られており、ARND・ARBDについてはFASの約3倍程度の発生率と考えられています<sup>4,6)</sup>。

また、2002年に実施した18歳から44歳の女性64,181人（妊婦2,689人、妊娠した可能性のある女性4,404人を含む）を対象とした妊娠の有無と飲酒に関する調査では、妊娠中に週7回以上または1回5杯以上飲酒した女性の割合は1.9%であり、妊娠中に1度でも飲酒したことのある女性の割合は、10.1%とされています。さらに週7回以上または1回5杯以上飲酒した妊娠の可能性のある女性（避妊をしていない女性）の割合は、13.1%であり、1度でも飲酒したことのある妊娠の可能性のある女性の割合は、54.9%とされています<sup>7)</sup>。

米国は、妊婦や妊娠を計画している女性に対し、アルコールを摂取しないように1981年にはじめて指導を行い、その後も1990年、1995年、2000年及び2005年に指導文書を出しています<sup>4,6)</sup>。

② フランス国立衛生医学研究所（INSERM）の報告によると、フランスにおけるFASの発生率は0.5～3.0人/1000人と推定されています。

また、フランスにおいて妊娠中に1日1杯以上飲酒した女性は、1995年の調査で5%、1998年の調査では3.9%とされています。

フランスでは2004年後半から行政機関と薬剤師会が協力して、妊婦にFASに関する知識の普及などのキャンペーンを開始するとともに、アルコール飲料の容器に妊婦の飲酒のリスクについて表示することを法律で定めることが検討されています<sup>8)</sup>。

#### (2) 我が国の状況

平成12年（2000年）に厚生労働省が実施した妊娠中の飲酒に関する調査によると、妊娠中に飲酒した回数が10回未満と回答した人の割合は9.3%、同じく月1～2回が4.5%、週1～2回が2.6%、週3回以上が1.4%で、妊娠中に1度でも飲酒をしたことのある女性の割合は合計18.1%となっています<sup>9)</sup>。なお、我が国におけるFASの発生率については現在十分な情報がありません。

厚生労働省は「21世紀における国民健康づくり運動」（健康日本21）の中で、胎児性アルコール症候群（FAS）の問題を含めた総合的な対策として、アルコールに関する次の事項について目標値を定め取り組んでいます。

- ・多量飲酒問題の早期発見と適切な対応
- ・未成年者の飲酒防止

・アルコールと健康についての知識の普及<sup>10)</sup>

また、酒造業界などにおいては、自主的に酒類製品の本体に「妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に悪影響を与えるおそれがあります。」などの注意表示を行うこととしています<sup>11)</sup>。

#### 4 参考文献

- 1) Abel, E. L. Fetal Alcohol Syndrome. Oradell, NJ: Medical Economics (1990).
- 2) Lemoine, P. Harousseau, H. Borteyru, J.-P. et al. Les enfants de parents alcooliques: Anomalies observees. A propos de 127 cas [Children of alcoholic parents: Abnormalities observed in 127 cases].  
Ouest Medical 21:476-482 (1968).
- 3) Jones, K. L. Smith, D. W. Recognition of the fetal alcohol syndrome in early infancy. Lancet 2:999-1001 (1973).
- 4) 米国疾病管理センター (CDC), Fetal Alcohol Information,  
<http://www.cdc.gov/ncbddd/fas/>
- 5) 米国保健福祉省 (USDHHS), 10th Special Report to the U. S. Congress on Alcohol and Health, June 2000, <http://www.niaaa.nih.gov/publications/10report/intro.pdf>
- 6) 米国疾病管理センター (CDC), U. S. Surgeon General Releases Advisory on Alcohol Use in Pregnancy,  
<http://www.hhs.gov/surgeongeneral/pressreleases/sg02222005.html>
- 7) 米国疾病管理センター (CDC), Alcohol Consumption Among Women Who Are Pregnant or Who Might Become Pregnant  
- United States, 2002, MMWR Weekly, December 24 2004/53 (50):1178-1181  
<http://www.cdc.gov/mmwr/preview/mmwrhtml/mm5350a4.htm>
- 8) フランス国立衛生医学研究所 (INSERM), Alcohol Effets sur la sante  
<http://www.inserm.fr/>
- 9) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局, 平成12年乳幼児身体発育調査報告書, 平成13年10月, <http://www.mhlw.go.jp/houdou/0110/h1024-4.html>
- 10) 健康日本21ホームページ, <http://www.kenkounippon21.gr.jp>
- 11) 独立行政法人酒類総合研究所ホームページ, <http://www.nrib.go.jp>

注) 上記参考文献のURLは、平成17年(2005年)7月5日時点で確認したものです。情報を掲載している各機関の都合により、URLが変更される場合がありますのでご注意下

さい。